

滋賀県中小企業等賃上げ・人材確保環境整備応援事業補助金実施要領

滋賀県中小企業等賃上げ・人材確保環境整備応援事業補助金の補助対象となる事業については、滋賀県中小企業等賃上げ・人材確保環境整備応援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、本実施要領の定めるところによる。

1 補助対象事業者（要綱第3条関係）

要綱第3条に規定する「労働基準法が適用される」とは、労働者を1人でも使用している事業を行うすべての者で、例えば、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人等も含むものとする。

2 補助対象経費（要綱第4条関係）

(1) 補助対象範囲

要綱第6条に規定する交付決定があった日以降に、見直しを行った就業規則等を従業員に周知し、社会保険労務士等への支払いが完了したものとする。

(2) 他の補助金との重複の禁止

この要綱による補助事業は、他の補助事業と併用できない。

(3) 法令等の改正に伴う就業規則等の見直し

法令等の改正に伴い義務化された事項に係る就業規則等の見直しは補助対象経費とはしない。ただし、法令等の施行日から起算して2か月前までに見直しを行った就業規則等を従業員に周知し、施行した場合はこの限りではない。

3 補助金の交付の申請（要綱第5条関係）

(1) 申請方法

本補助金の申請方法は、窓口持参、郵送、しがネット受付サービスとする。

(2) 申請期限

本事業の申請期限は次のとおりとする。ただし、予算額を超過した場合は、その時点で申請の受付を中止する。

第1回：令和6年3月13日（水）

第2回：令和6年5月31日（金）

第3回：令和6年7月31日（水）

第4回：令和6年9月30日（月）

付 則

この要領は、令和6年2月29日から施行し、令和5年度分の補助事業に適用する。